



第22回 寄附金を支出したとき

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士 杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)
大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



私は毎年5万円のふるさと納税をしています。去年は不動産を売却したお金が入ったので、台風で屋根瓦の破損した菩提寺に10万円寄附することにしました。寺への寄附は今年の2月29日になってしまいました。今回の申告と一緒に寄附金控除は申告できるのでしょうか？

また、ふるさと納税は「所得から差し引かれる金額」欄の寄附金控除に記入していますが、「税金の計算」欄にも寄附金控除の欄があると聞きました。寺への寄附は、どちらに記入したらいいのでしょうか？



今月のご質問は、寄附金控除についてですね。

寄附金控除は、1月1日から12月31日までの間に「特定寄附金」を支出した場合に、所得金額から一定の金額が控除(所得控除)できる制度です。

特定寄附金のうち一部のものは、税額から控除(税額控除)することも可能です。所得控除か税額控除か有利な方を選択することができます。

1. 所得控除としての寄附金控除

その年に支出した特定寄附金の合計額が2,000円を超える場合、その2,000円を超える額を所得から控除することができます。

$$\boxed{\text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額}} - \boxed{2,000\text{円}} = \boxed{\text{寄附金控除額}}$$

ただし、特定寄附金の合計額がその年の総所得金額等の40%相当額を超える場合は、40%相当額から2,000円を引いた額が寄附金控除の額となります。

なお、「特定寄附金」は右表のいずれかに該当するものをいいますが、学校の入学に伴う寄附のように、寄附をした人に特別な利益が及ぶと認められるものは特定寄附金に該当しません。

2. 税額控除としての寄附金特別控除

(1) 政党等寄附金特別控除

政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附金で一定の要件に該当するもので税額控除の額は次の式で計算します。

$$\boxed{\text{その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額}} - \boxed{2,000\text{円}} \times 30\% = \boxed{\text{政党等寄附金特別控除額}}$$

(2) 認定NPO法人等寄附金特別控除

認定NPO法人等(所轄庁の認定を受けたもの。内閣府認定NPO法人ホームページをご覧ください。)への寄附で、税額控除の額は次の式で計算します。

$$\boxed{\text{その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額}} - \boxed{2,000\text{円}} \times 40\% = \boxed{\text{認定NPO法人等寄附金特別控除額}}$$

(3) 公益社団法人等寄附金特別控除

「公益社団法人等(次のイからホに掲げる法人等)」に対するもので一定の要件を満たすもの。

- イ. 公益社団法人及び公益財団法人
- ロ. 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法64条第4項の規定により設立された法人

- ハ. 社会福祉法人
- 二. 更生保護法人
- ホ. 国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人
国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本
学生機構

税額控除の額は次の式で計算します。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{公益社団法人等に対する} \\ \text{寄附金（一定の要件を満} \\ \text{たすもの）の額の合計額} \end{array}} \times 40\% = \boxed{\begin{array}{l} \text{公益社団法人等} \\ \text{寄附金} \\ \text{特別控除額} \end{array}}$$

3. 控除を受けるための手続き

- 寄附金控除又は寄附金特別控除に関する事項を記載した確定申告書を所轄の税務署へ提出する必要があります。
- 寄附金控除は、確定申告書第1表の「所得から差し引かれる金額」の寄附金控除欄と申告書第2表の寄附金控除欄に記載します。寄附金特別控除は「税金の計算」の「政党等寄附金等特別控除」へ記載と、それぞれの控除ごとの明細書にも記載し、申告書に添付する必要があります。
- 寄附した団体等から交付された寄附金の受領証又は電磁的記録印刷書面（電子証明書に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。）などを申告書に添付するか、申告書提出の際に提示する必要があります。
- 政治活動に関する寄附金については、選挙委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」を申告書に添付する必要があります。
- 一定の公益増進法人に対する寄附や、特定公益信託の信託財産とするための支出については、その法人又は信託が適格であることの証明書の写し又は確認書の写しを申告書に添付するか、申告書提出の際に提示する必要があります。

ご質問は、昨年支出したふるさと納税5万円と、今年支出した寺への寄附10万円の寄附金控除についてです。

昨年支出したふるさと納税5万円は、右表の**特**

定寄附金とは の①地方公共団体への特定寄附金に該当しますので、2019年分の確定申告で寄附金控除の対象となります。

一方、今年支払った寺への寄附は、宗教法人に対する寄附なので、下表の**特定寄附金とは** の②の財務大臣から指定された事業に対する寄附に該当すれば、2020年分の寄附金控除の対象となります。来年、ふるさと納税と同じ欄に記入して手続きしてください。指定された事業に該当しないと寄附金控除の対象にはなりません。

■特定寄附金とは

①	国又は地方公共団体に対する寄附金
②	指定寄附金（財務大臣が指定したもの） 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして財務大臣が指定したもの
③	特定公益増進法人に対する寄附金 特定公益増進法人とは次の法人をいいます。 ・独立行政法人 ・地方独立行政法人のうち、一定の業務を主目的とするもの ・自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校支援・共済事業団及び日本赤十字社 ・公益社団法人及び公益財団法人 ・私立学校法第3条に規定する学校法人等又は私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人等で一定のもの ・社会福祉法人 ・更生保護法人
④	特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭
⑤	認定NPO法人等に対する寄附金
⑥	政治活動に関する寄附金 次の団体等に対する政治活動に関する寄附金のうち、一定の要件に該当するもの ・政党（支部も含みます。） ・政治資金団体 ・その他の政治団体で一定のもの ・一定の公職の候補者
⑦	特定新規中小会社が発行した株式の取得によつた金額など

より詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行各支店の窓口かぶぎん地域経済研究所までお問い合わせください。